

平成 25 年 4 月 1 日 制 定

平成 25 年 6 月 24 日一部改正

公益社団法人土地改良測量設計技術協会の会費に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人土地改良測量設計技術協会定款第7条の規定に基づき、会員の入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会金及び会費の額)

第2条 正会員の入会金は100,000円とする。

2 正会員の会費は年額140,000円とし、賛助会員の会費は年額一口50,000円とする。

(納入方法)

第3条 入会金は会長の請求に基づき指定した期日までに前納するものとする。

2 年会費は4月、10月にその半額を指定した期日までにそれぞれ前納するものとする。年度途中で入会した正会員にあつては入会した日の属する月の翌月以降の半期の月数に11,600円を乗じた額を、賛助会員にあつては入会した日の属する月の翌月以降の半期の月数に4,100円を乗じた額を前納するものとする。

(会費の使途)

第4条 第2条の入会金及び会費は、一事業年度における合計額の40%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(返還)

第5条 既納の入会金、会費は、会員が退会した場合においても、これを返還しない。

(委任)

第6条 この規約に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は理事会で定める。

附則

1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人土地改良測量設計技術協会会費負担規約は廃止する。